

11月はオレンジリボン・児童虐待防止 キャンペーン期間です

児童相談所虐待対応ダイヤル
☎ 189 (いち・はや・く)

児童福祉課あんしん支援係 ☎0824-73-0051

令和6年度の標語
「189(いちはやく)
気づいてあげて
そのサイン」

オレンジリボン運動とは

児童虐待防止のシンボルマークであるオレンジリボンを広めることで、児童虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。

オレンジリボン運動を通して、子どもへの虐待の現状を伝え、多くの人に児童虐待の問題に関心を持っていただき、市民のネットワークにより、虐待の多い社会を築くことを目指しています。



児童虐待って？

- ・身体的虐待
叩く、蹴るなど
- ・ネグレクト
適切な衣食住の世話をしない、家や車内に放置するなど
- ・心理的虐待
脅す、無視をする、夫婦けんかなどのDVがあるなど
- ・性的虐待
わいせつな行為、性行為の強要など

しつけと虐待の違いって？

「しつけ」とは社会生活に適応するために望ましい生活習慣を身に付けさせることです。

「虐待」は叩いたり、怒鳴ったりなど力によって相手を従わせようという行為でしつけとは異なります。虐待は子どもの自尊心を傷つけ成長に悪影響を与えます。

地域のみんなで子育てを応援しましょう

子育てをする中で親がつらいのは孤立することです。日頃からあいさつや声掛けをするなど、地域で温かく見守りましょう。

子育て中の皆さんへ

子育ては、子どもの成長を見守る喜びや感動に溢れています。しかし、毎日続く子育ての中では、ストレスや不安を感じる事もあります。そんな時は一人で抱え込まずに気軽に相談ください。

問い合わせ

児童福祉課（相談員専門ダイヤル）

☎0824・73・1243

受付時間（祝日を除く）

月～金曜日 9時～17時15分

11月12日～25日は 「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

DV相談ナビ
☎# 8008 (は・れ・れ・ば)

児童福祉課あんしん支援係 ☎0824-73-0051

女性に対する暴力をなくす運動とは

11月12日から25日までの2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。

特に配偶者などからの暴力（DV）、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメントなど、女性に対する暴力は女性の人権を著しく侵害するものです。

配偶者などからの暴力・暴言で悩んでいる人は、まずはご相談ください。

DVとは

DVとは配偶者や恋人など親密な関係にある相手からの暴力の事です。

DVは、身体的暴力・精神的暴力・性的暴力・経済的暴力・デジタル暴力など、さまざまな形で現れます。

夫婦間や恋人同士であっても暴力は犯罪です。これらの暴力で相手を支配しようとする行為は許されるものではありません。

もしかしてDV?と思ったら

友達から相談されたら

「大変だったね」と被害者に寄り添うような言葉を掛けながら、しつかり話を聞いてあげましょう。

・「専門（相談）機関に相談しよう」と勧めてみてください



児童虐待やDV被害など専門（相談）機関へご相談ください

▼北部こども家庭センター（配偶者暴力相談支援センター）

☎0824・73・5181

受付時間

月～金曜日 10時～17時

▼庄原警察署

☎0824・73・0110

受付時間 24時間

▼児童福祉課（相談員専門ダイヤル）

☎0824・73・1243

受付時間（祝日を除く）

月～金曜日 9時～17時15分

▼内閣府DV相談
プラス（ホームページ）

ージ）

